



運輸安全報告書

2025 年度

静鉄ジョイステップバス株式会社

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	3
2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況	4
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	5
4. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制	6
5. 輸送の安全に関する重点施策	7
6. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置	10
7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況	21
8. 輸送の安全に係る内部監査の結果	31
9. 輸送の安全に関する投資等の実績額	37
10. 各種表彰関係	38
11. 貸切バス事業者安全制評価制度〔四ツ星〕認定	39
12. 安全管理規程・安全統括管理者	40
13. 事故、災害等に関する報告連絡体制	47
一般貸切自動車運送業者安全情報	48

本レポートは・・・

**お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献することを目指し、
私たちが「安全・安心・快適」を第一としたサービスを提供するための具体的な
取り組みを公表するものです。**

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針として、以下の通り「安全輸送方針」を定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

安全輸送方針

静鉄ジョイステップバス株式会社は、
静鉄グループの
「安全・安心・快適のあくなき追求」
という経営理念のもと、
旅客及び車両の安全確認を怠ることなく、
絶えず事故防止活動
を継続することを誓います。

私たちの運転行動は、「**認知**・**判断**・**操作**」であり、
そのミスによって重大な事故を引き起こす可能性を
秘めています。

- 常に正しい「**認知**」をするために社員は、
健康管理を確実にを行います。
- 常に適切な「**判断**」をするために社員は、
交通ルールや社内規則を守ります。
- 常に正確な「**操作**」をするために社員は、
車両を確実に点検し、訓練によって
運転技術を磨きます。

制定日 2016（平成 28）年 12 月 15 日

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

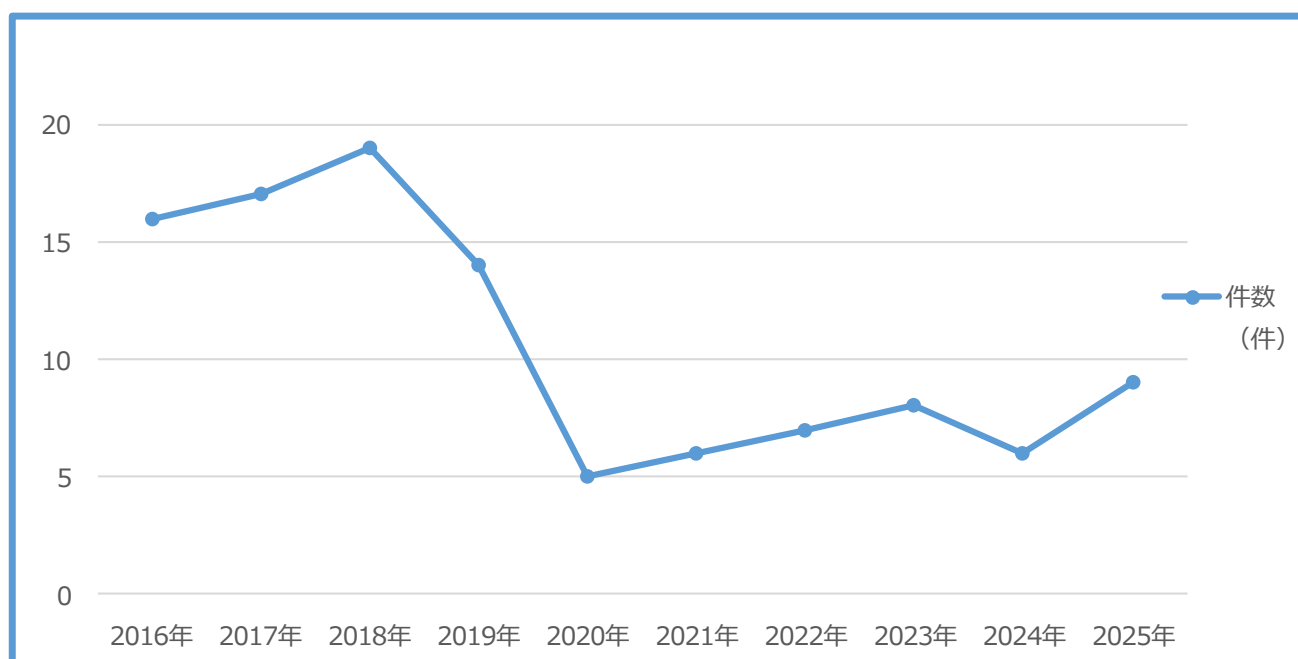
目 標		事故件数	達成状況
重大事故件数 (静岡運輸支局報告)	0 件	0 件	○
人身事故件数	0 件	0 件	○
年間有責事故件数	3 件以内	9 件	×
年間事故防止目標に起因する事故 (有責事故の内数)	0 件	2 件	×

2025年度は、前年度未達の「指差確認呼称の徹底による事故削減」に再度重点的に取り組みました。この結果、同目標に起因する事故は2件（前年3件）へと減少傾向が見られたものの、年度目標の「0件」は未達となりました。また、全体の年間有責事故件数も9件（前年6件から増加）と目標（3件以内）を上回る結果となりました。

この状況を真摯に受け止め、今後は基本動作の再徹底を図り、全社一丸となって事故削減に努めてまいります。

年間有責事故件数の推移（過去10年間）

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
件数 (件)	16	17	19	14	5	6	7	8	6	9



3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2025年4月1日から2026年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりです。

2025年度	
交通事故	0件
車両故障	0件

【参考】自動車事故報告規則第2条（抜粋）

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう

- (1) 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
- (2) 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- (3) 死者又は重傷者（注1）を生じたもの
- (4) 10人以上の負傷者を生じたもの
- (5) 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（危険物・火薬類等）
- (6) 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- (7) 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害（注2）が生じたもの
- (8) 酒気帯び運転無免許運転、大型自動車等無資格運転を伴うもの
- (9) 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- (10) 救護義務違反があったもの
- (11) 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
- (12) 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- (13) 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- (14) 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

注1：14日以上入院を要する傷害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が30日以上のも等

（自動車損害賠償保障法施行令 第5条第2号又は第3号）

注2：11日以上治療を要する傷害（自動車損害賠償保障法施行令 第5条第4号）



5. 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全確保に関する基本的な方針に基づき、重点施策を定めて実施してまいりました。

年間事故防止目標

指差確認呼称を確実に実施する

後退時の操作手順 5 項目

- ① 一時停止しハザードを点灯後、一呼吸おいて駐車スペース全体の確認
- ② 窓を開け、顔を出して目視確認を行う
- ③ 狭小地等で安全が確認できない場合は下車確認する
- ④ 出来る限り真っ直ぐな状態でバックする
- ⑤ 完全に停車する前 2 m の位置で一時停止し再度の確認を行ってから
時速 5 km 程度でバックを行い完全停車する

年間事故防止施策

重点項目

- 右左折時には最徐行・一時停止の実施
- 高速道路での車間距離確保

1. 安全行動の確実な実施

- 指差確認呼称の実施を四半期毎にドラレコ確認
- 出先での後退時の操作手順 5 項目 実施状況の確認
- 出先・車庫内での相互協力による後退誘導の実施
- アルコール検知異常値の撲滅（点呼者による検知前うがい確認）
- 出発前に車両周回確認
- トランクの施錠確認

2. 情報の共有

- 事故・故障・トラブル発生時の迅速な確認・連絡・指示
- ハザードマップを定期的に更新
- ヒヤリハット情報収集及び乗務員へ画像共有

3. 営業所単位での事故防止体制の構築

- 健康管理について面接指導実施
- 改善基準告示の再周知および違反防止
- 班別会議・班長会議・運行管理者会議の実施（年 2 回以上実施）
【 ※出発点呼時に年間・月間事故防止目標の唱和 】

防衛三原則の徹底

1. 調節

運転は常に道路・交通・天候の状況に応じた安全速度に調節し、みずから責任事故を起こさない。

2. 集中

道路付近の通行人・車両等に対しては、絶えず注意力を結集して他人の事故に巻き込まれない。

3. 謙譲

安全のためには相手の不法・不当行為には、みずからの権利を思いやりの気持ちをもって、譲り合いの精神で進んで避譲する。

重大事故撲滅 5 項目の徹底

1. 発車の操作

①指差確認呼称「左・前よし、右よし、車内よし発車します」を行う。

2. 交差点の操作

①黄色信号の進入は絶対厳禁とする。

（歩行者用信号点滅時は速度を緩め、停止の準備をする）

②右折時には、交差点中心で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停止した後、徐行して進行する。

（矢印信号は除く）

③左折時には、ハンドルを切る手前で必ずアクセルペダルから足を離し、ブレーキペダルに足を置き一旦停止した後、徐行して進行する。

（矢印信号は除く）

3. 横断歩道の操作

①歩道の手前では、歩行者の有無を「歩道よし」と呼称する。

②歩道に進入する前には、必ずアクセルペダルから足を離しブレーキペダルに足を置く。

4. 車間距離の操作

①走行中は、速度に応じた追従距離を確保。

②停車中は前車のナンバープレートが確認出来る車間距離 2 m 以上を確保する。

5. 危険を予知した時の操作

①すぐに停止できる速度で徐行を行う、また一旦停車する。

※危険を予知した時とは、「子供の飛び出し」や「自転車・二輪車・バイクの飛び出し」等の予知された時であって予め場所は指定しない。過去の発生場所は実施。

月間事故防止目標

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については、次のとおりです。

時 期	目 標	達成状況
4月	横断歩道と高齢者の動向に注意（4～6月安全運転コンクール実施、春の全国交通安全運動） ※横断歩道・交差点において交通弱者と高齢者に注意した運転操作	○
5月	確実な始業・終業点検の実施（4～6月安全運転コンクール実施） ※日々の日常点検の重要性を再度確認	○
6月	梅雨期・降雨時の急のつく運転の厳禁（4～6月安全運転コンクール実施） ※急発進・急ブレーキ・急ハンドルの厳禁	○
7月	車庫・構内・駐車場内での、自損事故「ゼロ」（夏の交通安全県民運動実施） ※出発前の車両周回確認、後退操作手順5項目の実施	○
8月	到着時の車内置き去り防止・忘れ物確認の実施 ※車内でのアナウンス、車内見回りを確実に実施し、置き去り・忘れ物を防止	○
9月	マイクを活用した車内事故防止（秋の全国交通安全運動実施） ※シートベルト着用案内と目視確認	○
10月	改善基準告示・社内規定の遵守 ※連続運転にならない運行計画、自身による意識向上	○
11月	渋滞、混雑時の安全な車間距離確保 ※安全な車間距離の確保と渋滞時のイライラ抑制	○
12月	16時からのライトオン （年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施、年末の交通安全県民運動） ※16時からのライトオンで相手に自車の存在を認識させる	○
1月	雪道走行・凍結箇所の事故防止（年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施） ※気象情報の早期取得、早めのチェーン装着判断	○
2月	自ら健康管理、健康起因による事故「ゼロ」 ※十分な睡眠と健康・体調管理	○
3月	危険予知（KYT）して防衛運転の実施 ※歩行者・自転車の動向を予測し、内輪差・オーバーハングを考慮した運転	○

6. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

1. 経営トップによる事故防止・安全への取り組み

2025年度も全社員講習会を春と冬に2回実施し、代表取締役社長より、我々バス事業者において「安全輸送こそが最も重要なことであり、事業継続の大前提である」ことを伝え、この最優先すべき安全への意識について全従業員で再確認いたしました。また焼津営業所、掛川営業所において、双方コミュニケーション・意見交換を目的として職場巡視を実施いたしました。

全社員講習会

実施日	①2025年 4月 2日・ 4月 8日 ②2025年 12月17日・ 12月22日
場 所	焼津市総合福祉会館（ウェルシップやいづ）
参加者	乗務員含む全従業員



職場巡視

実施日	焼津営業所 ①2025年 8月20日・ ②2026年 2月 9日 掛川営業所 ①2025年 8月20日・ ②2026年 2月 9日
参加者	各営業所長・運行管理者・安全対策室（副室長、係長）

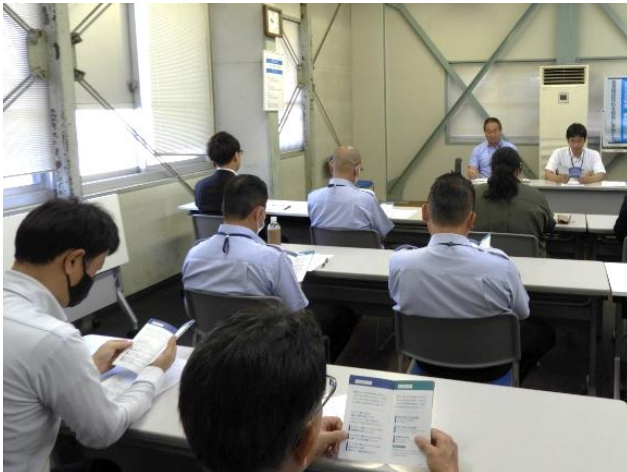


2. 安全統括管理者による職場巡視

輸送の安全に関する体制の課題・問題点を的確に把握するため、安全統括管理者が各営業所への職場巡視（訓練巡視を含む）を実施いたしました。現場では関係法令等の遵守状況の確認や重要事項の直接伝達を行うとともに、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」13項目に沿った教育進捗の確認および実務指導を行いました。なお、「訓練巡視」に関しては当該期間中の3日間において、乗務員を複数班に分けて実務訓練として実施いたしました。

焼津営業所 職場巡視

実施日	2025年 6月25日・8月27日～9月2日 [3日間の訓練巡視] 12月15日・2026年 2月17日（四半期ごと・計4回）
参加者	営業所長・運行管理者・乗務員・安全対策室（副室長、係長）



掛川営業所 職場巡視

実施日	2025年 6月25日・8月27日～9月2日 [3日間の訓練巡視] 12月15日・2026年 2月20日（四半期ごと・計4回）
参加者	営業所長・運行管理者・乗務員・安全対策室（副室長、係長）



3. 定例会議にて事故防止

1. 所属長会議

参加者	会長・社長・安全統括管理者・本社管理職・営業所長
実施日	4月28日・5月28日・6月26日・7月28日 8月26日・9月29日・10月31日・11月26日 12月26日・2月2日・2月27日・3月27日

2. 本部事故防止委員会

参加者	会長・社長・安全統括管理者・本社管理職・営業所長 安全対策室・内部監査員
実施日	4月8日・5月9日・6月5日・7月8日 8月13日・9月5日・10月11日・11月13日 12月11日・1月14日・2月7日・3月21日

本部事故防止委員会の目的

- 議論を通じ、自動車運送事業者（バス事業者）の使命は輸送の安全確保が絶対的な条件であり、社会的な責務であることを認識させること
- 更なる安全管理体制の向上や安全風土を構築させるための、再発事故防止に必要な見直し・改善を行うこと
- ヒヤリハットおよび危険運転事例について、ドライブレコーダーを活用し、経営トップ・安全統括管理者をはじめとする管理職間で情報共有を図り運転士の指導に活かすこと

3. 支部事故防止委員会

	焼津営業所	掛川営業所
参加者	各営業所長・運行管理者・運転士班長・乗務員等	
実施日	6月19日 9月22日 1月7日	12月28日



4. 組織内コミュニケーション（情報伝達）の強化

所長会議

本部から各営業所長、そして現場の乗務員に至る情報伝達の滞りを解消し、安全方針を迅速に共有するため「所長会議」を隔月で開催いたしました。本会議を起点として現場管理者層の連携を密にすることで、通達事項が営業所内で滞ることなく現場の隅々まで確実に浸透する体制を構築いたしました。

実施日	2025年 5月 1日・7月 7日・9月 11日・11月27日 2026年 1月 6日・3月 4日
参加者	各営業所長・営業部各課長・安全対策室（副室長、係長）

班別活動の再構築と活性化

前年度の内部監査指摘に基づくマネジメントレビューの結果から、乗務員班長主導による班別活動の再構築を決定し、4月の全社員講習会にて発表いたしました。班長のリーダーシップ向上と、班員同士の横の繋がりを強化することを目的とし、年間を通じて以下の通り実施いたしました。

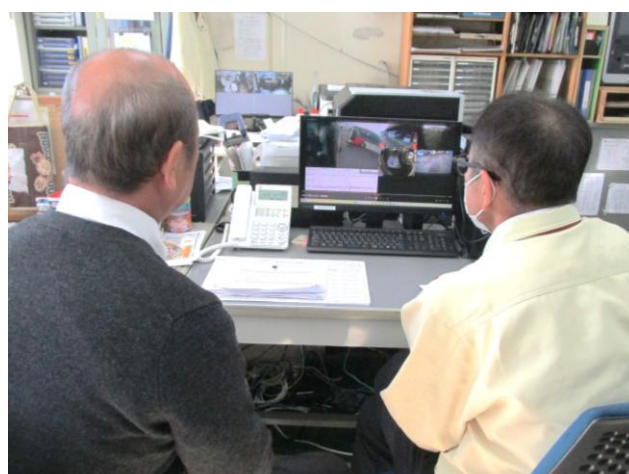
実施日 実施内容	①キックオフ会議：2025年 4月28日 班長としての「誇り」と「役割」の再定義、形骸化されていた班制度を再構築。 自分たちの班が「どうありたいか」を班長が自ら活動計画を作成し、取り組みを開始。
	②中間発表：2025年 9月29日 進捗状況を確認、取り組み事項にアドバイスをを行い、計画の起動修正を図る。
実施日 実施内容	③フォロー：焼津営業所 運転士班長会議 2026年 1月22日 進捗状況に遅れが見られる班に対してフォローを実施し、安全対策室主導のもと、計画の確実な遂行を支援。
	④班別活動発表会：2026年 3月17日 全班長が活動成果や気づきを発表。班内コミュニケーションの向上といった実例が多数報告されたほか、活動を通じて班長の役割意識が明確化され、現場リーダーの再育成と、次代を見据えた持続可能な班体制への刷新に繋がる確かな成果を確認できた。
参加者	運転士班長・ツアーガイド班長・安全統括管理者・安全対策室副室長 【②・④のみ参加】会長・社長・各部署管理職



5. 全運転士への個人面接指導

営業所長による個人面談

	焼津営業所	掛川営業所
カウンセリング付き 適性診断受診後の指導	12名	3名
適齢診断受診後の指導	3名	6名
定期健康診断結果に基づく指導 (眼底検査結果に基づく指導含む)	29名	11名
特定業務従事者健康診断結果に基づく指導	32名	10名
SAS 簡易検査結果に基づく指導	15名	2名
MRI 検診結果に基づく指導	9名	2名
心臓・大血管疾患スクリーニング検査結果に 基づく指導	5名	4名
飲酒習慣アンケート結果に基づく指導	2名	(対象者なし)
ドライブレコーダーの記録を利用した 運転特性に応じた個人指導	123回	45回
デジタコ（安全日報）の記録を利用した 運転特性に応じた個人指導	4名	2名



6. 緊急時対応訓練・重大事故発生時対応訓練

実施日	2025年 8月27日・8月28日・9月 2日
場 所	本社会議室・焼津営業所 車庫内
参加者	安全統括管理者・各営業所長・運行管理者・運転士・ツアーガイド 本社各部署（安全対策室・営業部・整備課・総務課）を含む全従業員
訓練目的	静鉄グループにおける過去の重大事故の教訓を振り返る映像を視聴し、グループが常に立ち返るべき「事故防止」の原点を全従業員で再認識することを目的とする。また、重大事故や不測の事態（事件等）の発生を想定した初動対応および情報伝達方法の確認に加え、車庫内にて車両退避、乗客誘導、緊急脱出の実技訓練を実施し、万が一の際にも迅速かつ冷静に行動できる確実な対応力の定着を目的とする。 [知識普及、問題解決、参加体験型訓練]
訓練項目	[座学] ●安全統括管理者のお話 ・運輸安全マネジメントについて ・事業用自動車による交通事故死者数の推移について（国土交通省 資料参照） ・業態別の特徴的な事故（貸切バス）について（同上） ・中部運輸局管内の事故報告状況について ・中部運輸局管内の貸切バスの車両故障について ・業態別の健康状態に起因する事故報告件数の推移について（同上） ・健康起因事故の疾病別の内訳について（同上） ●昇仙峡 DVD 視聴 昇仙峡バス転落事故 記憶と教訓 ～先輩達からのメッセージ～ ●重大事故および事件（バスジャック）初動対応と情報伝達方法の確認 [緊急時情報伝達および実地訓練] ●乗務員および運行管理者に初動対応模擬訓練を実施 ●緊急停止時の車両退避訓練、乗客誘導訓練 ●三角表示板（停止表示板）のバス車内常備位置および設置方法の確認 ●緊急時の非常口の取り扱い方、非常口からの脱出訓練の実施



7. 救命講習会

実施日	2025年 8月20日・9月 9日
場 所	志太消防本部 焼津消防署 救命指導室
参加者	運転士・ツアーガイド・営業部 内勤者（2024年度未実施者）
目 的	緊急時に救急車が到着されるまでの応急処置が救命において重要であり、 旅客や従業員、大切な人を守るための必要な知識と技術を学ぶ
講習項目	志太消防本部 救命指導者（救急隊）による講習 ・観光地に多い搬送例について ・応急手当の必要性について 応急手当の目的、必要性、心肺停止の予防等 ・応急手当の基礎知識について 二次災害（事故）に遭わないために救命に取り掛かる際の注意事項 基本的な心肺蘇生法、AED の使用方法 異物除去法、回復の体位、止血法、熱中症応急処置、その他 ・バス車内で有事が起こった際の対応の仕方 高速道路上走行時の救急車の呼び方、バス車内での心肺蘇生方法 [知識普及、問題解決、参加体験型訓練]



8. 運輸防災マネジメント指針

頻発化・激甚化する自然災害が輸送の安全の脅威になっています。防災意識を一層向上させ、防災体制の構築と実践を進める際の参考とすべき考え・心得を取りまとめた防災基本方針を制定しております。

防災基本方針

静鉄ジョイステップバス株式会社は、
自然災害発生時における対応では安全を最優先し、
お客様と社員の安全確保と事業資産の保護を図り、
災害復興における輸送使命を果たすことを基本方針とします。

【1】東海沖地震における津波避難

人命を最優先し指定の避難場所へ速やかに避難します。

【2】台風・大雨による水害避難

人命を最優先するとともに車両浸水被害を防止します。
※原則として安全場所へ責任を持って車両を移動します。

【3】事業拠点の見直し

事前のリスク回避としてハザードマップを基に営業所の移転を策定します。

事業継続計画 (BCP)

自然災害は必ず起きることを心得、発生時に冷静な判断と行動ができる体制・具体的 (計画) を策定するとともに定期的な訓練を実施します。

防災訓練の実施

実施日	2025年 9月 4日
場 所	本社・焼津営業所・掛川営業所
参加者	安全統括管理者・各営業所長、所員・運行管理者・運転士・ツアーガイド 本社各部署（安全対策室・営業部・整備課・総務課）を含む全従業員
目 的	<防災基本方針>【1】東海沖地震における津波避難 ○人命を最優先し指定の避難場所に速やかに避難 ○非常時に旅客の安全を守るための対応を再確認させる
訓練項目	・Safetylink24 緊急通報・安否確認システムを利用した安否確認訓練 ・本部及び支部における要員招集訓練、情報伝達訓練 ・運行車両との情報伝達訓練 ・従業員の一時的避難訓練（避難場所、避難経路の確認） ・消火器・発煙筒の使用訓練及び使用方法確認



津波警報発令に伴う避難対応と今後の防災対策

2025年7月のカムチャツカ半島付近震源の地震による津波警報発令を受け、焼津営業所にて車両退避と避難指示を速やかに実施いたしました。有事対応時の現場の混乱や課題が明確になったことから、マニュアルや避難経路の再確認を実施いたしました。今後は海岸線を走行する契約輸送ルートへのハザードマップ作成等を進め、初動対応力の強化と防災体制の実効性向上を図ってまいります。



9. 運行管理体制の強化と点呼の質的向上

厳正点呼強化期間の設定と実施

形骸化しがちな点呼姿勢を各自が今一度見直すべく、今年度も「厳正点呼強化期間」を設けました。期間中は経営トップや安全統括管理者による立会点呼を実施したほか、作成したオリジナル啓発用リボンを全社員が着用して業務に臨み、社内全体の安全意識向上と引き締めを図りました。

実施期間	① 2025年 7月 1日 ～ 7月15日 ② 2025年 11月 1日 ～ 11月30日 ③ 2026年 3月 1日 ～ 3月31日
場 所	焼津営業所 ・ 掛川営業所
対象者	運行管理者 ・ 運転士 ・ ツアーガイド



啓発用
オリジナルリボンを作成

点呼場における環境改善と指差確認呼称の精度向上

経営陣による立会点呼を実施した際、「始業点呼時の指差確認呼称が、点呼場に明確な目標物があれば、より確実に実施できるのではないか」との提言を受けました。現場ではこの指摘を受け、呼称時の視覚的な基準となる「目標物」を点呼場へ新たに設置する環境改善を行いました。トップ層の現場視点による気づきを迅速に形にすることで、点呼のさらなる質的向上を図りました。

10. 健康管理と健康起因事故防止の取り組み

- ① 年2回の健康診断、および産業医の見解に基づく所属長と運転士の面談実施
(受診結果を産業医へ送付し、職業運転士としての乗務可否に関する見解を受領)
- ② 年1回の眼底健診(視野障害起因事故の防止)
- ③ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査(隔年実施・CPAP治療継続者は除く)
- ④ 脳MRI/MRA健診(3年に1回の受診)
- ⑤ 心臓疾患・大血管疾患スクリーニング検査(該当運転士のみ3年に1回の受診)
- ⑥ 点呼モニターによる点呼実施時の健康状態(顔色・表情・音声等)の記録
- ⑦ 年1回のストレスチェックの実施
- ⑧ 健康管理マニュアルの活用

11. 社内飲酒運転防止の取り組み

4月と12月に全従業員を対象とした飲酒習慣に関するアンケートを実施し、その統計結果を社内で共有しております。また、前回結果と比較して飲酒習慣(飲酒量・飲酒頻度など)に大きな変化が見られた者に対しては、所属長へ報告のうえ面談を実施し、心身の健康状態の確認とケアに努めております。

12. モバイルバッテリーの取扱いに関する周知

近年多発しているモバイルバッテリーの発煙・発火事故を防止するため、注意喚起を促す案内を作成し、バス車内およびトランクルームへの掲示により、安全な持ち込みと取扱いの徹底を推進いたしました。

モバイルバッテリーの取扱いに関するお願い

Safety guidelines for handling of power banks



モバイルバッテリーから発煙・発火する事例が発生しています！
みなさまの安全のため、ご協力をお願いします



Incidents involving power banks emitting smoke or overheating have been reported
For your safety, we ask for your cooperation on the following:



7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

1. 全社員講習会を実施（年度内2回実施）

実施日	2025年 4月 2日・4月 8日
場 所	焼津市総合福祉会館（ウェルシップやいづ）
参加者	乗務員を含む全従業員
指導・監督者	安全統括管理者・総務部長・営業部長・安全対策室副室長
内 容	・安全輸送方針唱和 ・社長のお話、安全統括管理者のお話 ・永年勤続表彰・無事故表彰・ヒヤリハット提出数上位者表彰 ・2024年度の有責事故について ・2025年度事故防止目標について、各営業所の事故防止施策について ・乗務員班別活動について ・運転士の健康管理について ・改善基準告示について ・IP無線機導入について ・ドライブレコーダー映像による講習 ・各セクションより2025年度の計画等について



実施日	2025年12月17日・12月22日
場 所	焼津市総合福祉会館（ウェルシップやいづ）
参加者	乗務員を含む全従業員
指導・監督者	安全統括管理者・安全対策室副室長・整備課長・各営業所長
内 容	・安全輸送方針唱和 ・社長のお話、安全統括管理者管理者のお話 ・2025年度有責事故状況について ・注意機能チェック、座ってできるドライビングストレッチ ・年間目標「指差確認呼称を確実に実施する」について ・重大事故防止 右左折時の一旦停止の重要性について（メタ認知教育） ・乗降時の乗客の安全確保について（指導項目V） ・交通事故が起きた際に実施すべきことについて ・モバイルバッテリーの取扱いについて ・整備課による教習（年末年始総点検・タイヤトラブルについて・新型車両について） ・ドライブレコーダー映像による講習（自社ヒヤリハット映像を利用した危険予知訓練）



2. 品質向上委員会の設置とマニュアルの現場定着化

2025年7月、従業員の業務品質および安全意識のさらなる向上推進を目的として、「静鉄観光バス品質向上委員会」を新設いたしました。また、前年度に刷新した「スタンダードマニュアル」に基づく教育についても、本年度は各現場の班別活動におけるスタンダードとして自発的に活用され、組織的な仕組みと現場主導の活動、双方から安全品質の継続的な向上を図りました。



3. ドライブレコーダー映像の活用

乗務員より提出されたヒヤリハット等のドライブレコーダー映像を活用し、下記の機会において共有や教育を行っております。

- 全社員講習会（年2回実施）
- シニア教習
- 本部事故防止委員会
- 安全対策室における教育
- 支部事故防止委員会
- 各営業所におけるグループ教育
- 初任運転者・準初任者運転者教育
- 各営業所における個別教育



4. 旅客自動車ドライバーの研修

実施日	2025年 8月 9日 ～ 8月10日
研修所	自動車安全運転センター 安全運転中央研修所（茨城県ひたちなか市）
参加者	4名（運転士）
内 容	車両の特性、運転適性検査（CRT）、交通心理学、日常点検、基本走行、ブレーキング、スキッド走行、課題走行（理論・実技）



5. 貸切バスドライバー実地型教育

実施日	①2025年 12月23日 ・ ②2026年 1月20日
研修所	しずてつジャストライン株式会社 安全研修センター（静岡市清水区鳥坂180）
参加者	4名（各回2名 運転士班長が参加）
内 容	[座学] ・発車時安全確認の必要性（安全確認の義務、確認未実施による影響） ・右左折時の安全確認の必要性（ドラレコ映像で事故検証、多重確認の重要性） ・山間路走行における注意点 （事故報告書から学ぶ、法令、車両特性、フェード・ペーパーロック現象） ・運転適性・健康管理 （適性診断に基づく行動分析、疾患が及ぼす影響、ドラレコ記録の活用） [実技]（貸切バス 12m 車両使用） ・走行訓練（アイマークによる視点計測） ・視界確保（正しい運転姿勢とミラー調整、観光バスの死角測定） ・発車時における安全確認方法（指差呼称の重要性、発車操作の反復練習） ・車両特性の理解（OH/内輪差測定、巻き込みリスクの把握） ・交差点での安全確認方法（事前確認、努力視、ミラー活用、一時停止操作） ・山間路走行の操作（シフトダウン体験、緊急事態の車両変化体験）

6. 高齢運転士（シニア）への特別指導

65歳に達した日以後1年以内に1回高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定した適齢診断を受診し、その後3年以内ごとに1回の頻度での受診することが義務づけられておりますが、当社では該当運転士に毎年度適齢診断を受診させ、年に1度、社内独自にて実技を含めた特別指導も実施しております。

実施日	2025年 8月 9日
場 所	本社 会議室・焼津営業所 車庫内
対象者	65歳以上の運転士
指導・監督者	安全対策室副室長
講習内容	[座学] ・過去に起きた事故事例について ・フェード現象、ブレーキの仕組み、ペーパーロック現象 ・山間部走行操作（上り坂、下り坂走行時の操作） ・指差確認呼称の実施 ・交差点右左折時の操作 [実技] ※参加者全員実施 ・交差点右左折時の一時停止の操作 ・縦列駐車



7. カウンセリング付き定期診断を2年に1回受診

当社では、国土交通省により適正診断の受診が義務付けられている特定の運転者（初任・高齢・事故惹起運転者）を除くすべての運転士に対し、2年に1回、NASVA（自動車事故対策機構）の一般診断およびカウンセラーによるカウンセリング付き定期診断を受診させています。

測定結果や日頃の運転ぶりを振り返ることで、今後の安全運転について考える機会を設けており、その結果をもとに所属営業所長が指導・面談を実施しております。

8. 特定の運転者に対して行う特別な指導の内容および指導時間について

教育実施期間 車種区分 添乗による 実技指導時間 (合計)	教育実施期間	車種	実技指導時間
	[初任運転者 該当者なし] [準初任運転者※ 1名] ・2026年 2月23日 ～ 3月11日 ※当社定めにおいて直近1年間に該当車両の運転時間 20時間未満の運転者は準初任運転者としております	大型	24時間19分
実技指導の 具体的な内容	実際に運行する可能性のある経路において、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等により教育実施期間において上記の時間通り実技指導を行う (詳細は別紙関係資料参照)		
主なルート ・行先など	○静岡県内および隣接県各地 (静岡空港、アクティ森、朝霧高原、身延、箱根、修善寺、松崎、東名・新東名高速道路 各サービスエリアおよびパーキングエリア、R1 バイパス、伊豆縦貫道 他) ○山間部 (箱根峠、十国峠、熱海峠、亀石峠、船原峠、R52 号) (詳細は別紙関係資料参照)		
添乗者 指導歴	添乗者：安全対策室副室長 1992年入社以来大型観光バス運転士として従事し、2012年より運転士班長を命ぜられ、班員はもとより、同僚、後輩にも経験を生かした指導・育成を努める。2015年からは営業所の運行管理者として乗務員や車両の動向を掌握し常に安全の確保に努め、2017年より営業所長 (統括運行管理者) として営業所の安全体制の確立に中心的な役割を果たす。2020年からは本社 安全対策室へ所属。副室長として事業全体の輸送の安全の確保に努めると共に、新たに雇い入れた初任運転者や準初任運転者に対する特別な指導 (座学・実技)、監督も担当している。		



9. 若年運転士教習 ・ 山間地走行訓練

実施日	2025年 6月 4日・6月 9日・6月17日・6月19日 6月23日・6月30日
訓練地	静岡県内および山梨県内の山岳道路 (国道52号線、139号線、朝霧高原、精進湖道路等、登坂・降坂路)
対象者	若年運転士（運転経歴の浅い者）
指導・監督者	安全対策室副室長
訓練内容	[実技走行訓練] ● 基本操作の再確認： 交差点右左折時の操作、高速道路での操作と走行訓練、初任教習時の実施事項（指差確認呼称、交差点一時停止、車両周回確認、後退操作手順等）の再徹底 ● 登坂・降坂路の走行訓練： シフトアップ・ダウン操作、確実なブレーキ・アクセル操作、および排気・リターダー操作の確認 ● 山岳道路における危険性体験： 山間地の下り坂において、あえてリターダー（補助ブレーキ）非装着の車両を使用。下り坂で車両が意図せず加速していく状態を身をもって体験し、アクセル・ブレーキ・適切なシフト選択・排気ブレーキの取扱いや操作がいかに重要であるかを再認識させる。



10. 雪上訓練 および スキー・スノーボード バスツアー ルート研修

実施日	2026年 1月13日
研修・訓練地	長野県 大町温泉 白馬地区 各スキー場
参加者	7名（運転士）
指導・監督者	安全対策室副室長・運転士班長
内 容	[座学] ・寒冷地における車両の取り扱いについて ・積雪、凍結路面の路面分類写真の確認と危険度について ・過去に起きた雪道道路におけるの事故事例について 等 [実技] ・寒冷地における車両の取り扱いについて ・チェーン（シングル）脱着訓練 ・積雪及び凍結道路の走行訓練 ・登坂、降坂時の走行訓練 ・スキー場の位置、施設、駐車場、乗降場所の確認 等



1 1. 運行管理者研修

実施日	2026年 2月 3日
研修場所	本社 会議室
参加者	各営業所長・各営業所運行管理者（選任者、補助者）・安全対策室係長
指導・監督者	安全統括管理者・安全対策室副室長
内 容	・安全統括管理者管理者のお話 ・昨年度の課題への取り組み状況について確認 ・点呼モニタリングチェック（画像確認、自身の点呼執行を振り返り） ・点呼簿、指示書の確認方法について ・改善基準告示、社内規定順守のための時間厳守について ・トラブル発生時の対応について ・厳正点呼期間について ・2026年度事故防止目標について ・その他 情報共有 等 （営業所内においての問題、改善、要望事項など 事故防止や安全に関わること）



12. 整備講習会

実施日 場所	2025年 5月28日（掛川営業所 車庫内） 2025年 8月27日・8月28日・9月 2日 （焼津営業所 車庫内：対象人員多数のため3回に分散して実施）
参加者	運転士全員
指導・監督者	整備課（課長、係長以下）
内 容	・日常、終業点検における基本的な点検方法の確認 （ファンベルトの張り・亀裂の確認、エンジンオイルの適正量、ラジエーター水量） ・エアコン故障時の対処方法 ・バッテリーあがり時の接続方法の確認 ・全車種バッテリー位置の確認 ・FF シフト非常時における手動レバー操作方法 等



13. 外部機関が主催する輸送の安全に関する研修会・講習会等を受講

- 国土交通省主催 安全に関するシンポジウム2025（オンライン開催） 2名受講
- 中部運輸局 自動車事故防止安全セミナー 2名受講
- 第18回バス安全マネジメントセミナー 2名受講
- 運輸安全マネジメント ガイドラインセミナー 3名受講
- 運輸安全マネジメント リスク管理セミナー 2名受講
- 運輸安全マネジメント 内部監査セミナー 1名受講
- 公共交通事故被害者支援フォーラム（オンライン開催） 3名受講
- 運輸防災マネジメントセミナー上期（オンライン開催） 2名受講
- 運輸防災マネジメントセミナー下期（オンライン開催） 2名受講
- 第63回労働問題講習会「改善基準告示について」（オンライン開催） 1名受講

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果

内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置および講じようとする措置

運輸安全マネジメントに関する内部監査

実施日	2026年 1月26日・1月29日・2月10日・2月12日
被監査部門	経営トップ（代表取締役社長）・安全統括管理者 現業部門（焼津営業所長・掛川営業所長）
内部監査員	リーダー：総務部長 営業部旅行営業課 係長2名・営業部貸切受注課 係長1名 焼津営業所 係長1名・安全対策室 係長1名 以上6名
監査目的	安全管理体制の構築・改善における取り組みの適合性および安全管理体制の有効性の確認を行うことにより、安全管理体制上の課題や問題点を見出すこと
重点監査項目	①安全管理体制、安全方針、安全重点施策、目標等について ②輸送の安全に関わる現状の問題点への対応状況等について ③経営トップからの輸送の安全に関する指示・方向性について ④関係法令遵守の状況について ⑤輸送の安全に関する報告連絡体制に関わることについて ⑥前回監査での期待事項の改善状況、進捗状況の確認 (情報の共有及び伝達課題改善の状況、マニュアル整備、教育研修制度 等)
評価事項	■ 経営トップ自らが統括運行管理者と個人面談を実施し、現場の課題を直接汲み上げ、組織の風通しと信頼関係の向上に大きく寄与した点。また点呼への立ち会いや交差点での現地確認など、トップ自らの行動により「安全最優先」のメッセージを強く発信した点。 ■ 貸切バス事業者安全性評価認定制度において、現行最高ランクの「四ツ星」事業者認定され、社員一人ひとりの自律的な「星の数に恥じぬ仕事」への意欲を引き出し、組織全体の自信と安全責任の意識を大きく向上させた点。 ■ 外部のセミナーや講習会等で得た最新の知見（メタ認知の視点等）を自社の課題と迅速に照らし合わせ、単なる知識の習得に留めることなく、次年度の具体的な教育手法へと素早く具現化し、組織の前向きな改善意欲を示した点。
期待事項 (優先度順)	■ 指差確認呼称や交差点一時停止などの基本動作における一部の形骸化を打破するため、導入を決定した「メタ認知（自己客観視）」による教育手法を最大限に活用し、運転士自らが不安全行動に気づき自発的に修正できる確実な行動変容を実現することを期待する。 ■ 今期着手した班別活動を「やらされる活動」から「現場が自らを守る活動」へと定着させるため、一部で見られる指示待ち状態を解消し、班長への権限委譲や継続的なフォローアップを通じて班単位での自律的な活動を促進することを期待する。 ■ 運行管理者や運転士の不足・高齢化を見据えた中長期の人材確保計画を進めるとともに、本社主導で現場の次世代リーダー人材を計画的に育成・配置すること。

重点監査の 所見	①安全管理体制、安全方針、安全重点施策、目標等について 経営トップが現場点呼や交差点監査に自ら立ち会うことで、安全方針を単なるスローガンに留めず、「行動を伴う決意」として発信できている。安全統括管理者はトップの意図を汲み、「四ツ星」取得を原動力とした組織の士気向上や、目標達成に向けた具体的な行動指針の提示、点呼手当の新設等を行い、経営トップと現場を繋ぐパイプ役として、実務レベルへの適切な橋渡しを遂行できている。 ②輸送の安全に関わる現状の問題点への対応状況等について 経営トップは深刻な人的リソース不足や運転士の高齢化を最大のリスクと捉え、外部コンサルの導入、採用手法の刷新、BCP を見据えた本社施設移転の検討など、将来の改善へ着手していることを確認した。また経営トップが管理職全員との個人面談を実施し、現場の懸念事項を直接吸い上げ、組織整備に反映しようとする積極的な関与が確認できた。 ③経営トップからの輸送の安全に関する指示・方向性について 安全統括管理者は経営トップの意向を受け、点呼手当の新設や現場の行動変容を促す「メタ認知」教育の導入検討など、現場が納得して自発的に動ける具体的な施策への落とし込みを推進できている。 ④関係法令遵守の状況について 安全統括管理者が改善基準告示を確実に遵守するため、運行現場だけでなく営業サイドに対しても断固とした是正を求めるなど、全社一丸となった関係法令の遵守体制を徹底できている。 ⑤輸送の安全に関する情報連絡体制に関わることについて 経営トップ主導のもと、事故発生時等に LINE を活用した迅速な情報共有体制を構築し、安全統括管理者も班別目標発表会等のコミュニケーション活性化に着手できている。一方で、情報を現場の確実な行動変容へ結びつけること、点呼者間の情報引き継ぎルールの明確化（連絡ノートの活用等）が今後の課題であることを確認した。 ⑥前回監査の改善および進捗状況については、下段項目に記載
前回監査での 期待事項、 指摘事項に対 する改善状況	●班制度の再構築と有効活用 安全統括管理者主導による班別目標発表会の開催など、形骸化していた組織の機能再生に向けた前向きな動きを確認した。一方で、一部に見られる指示待ち状態を解消し、現場への完全な定着を図るため、班長への権限委譲や継続的なフォローアップが引き続き課題である。 ●マニュアル類の整備について 各現場の実情に即した実務の標準化（マニュアル化）に向けた構築作業が進められていることを確認した。今後は本社が主導して明確な完了期限を設定し、進捗管理を確実に実行していくことが期待される。 ●階層別教育・研修の見直し 点呼補助者手当の新設や外部研修へ現場リーダーを派遣するなど、初任、シニア以外の将来の管理者育成に向けた構築が一部進んでいると評価できる。今後は、これらの研修で得られた知見を全社へ水平展開する体制の構築が望まれる。 ●事故周知の持続性と分析の深化について 過去の教訓を一過性に終わらせず、事故映像を用いた全社教育を継続している改善状況を確認した。一方で、同一個所での再発事故を受け、今後はこの周知を一步進め、原因の分析深化を図るとともに、点呼時の具体的な助言やハザードマップ等へ即時還元し、運転士が「自分事」と捉える心理的教育への進化が課題である。

営業所保管書類に関する内部監査

実施日	① 2025年 5月～ 7月（当該期間内に実施） ② 2025年 9月～ 11月（当該期間内に実施） ③ 2026年 2月～ 3月（当該期間内に実施）
被監査部門	焼津営業所・掛川営業所 各営業所長・各営業所運行管理者（選任者、補助者）
監査員	安全対策室 副室長、係長
監査項目	各種法定書類の保存状況の確認 <総務・労務関係の書類> ・労働基準法第36条の協定書 ・健康診断結果の記録 ・苦情の記録 ・労働基準法第89条の就業規則 ・労働者名簿 <運行管理関係の書類> ・運送引受書の写し ・乗務記録 ・運行指示書 ・指導監督の記録、適性診断実施の記録 ・点呼記録簿（電磁的記録） ・運行記録計による記録 ・乗務員台帳 <事故・整備関係の書類> ・事故の記録 ・点検整備記録 ・損害賠償措置を講じていることを証する書類
指摘項目 及び 措置内容	[点呼記録簿] ●印鑑の押印漏れ、および押印誤り ●点呼方法の記録漏れ、および誤記入（特に乗務後点呼簿において多発） ●時間等の必要記載事項における記入漏れ、および誤記入 ●社内規則に定められた体調報告の記録漏れ ●運行指示書および点呼簿における、乗務員交代時の記録・作成方法の不備 ●点呼簿における突発的な運行変更事由の記録不足 ●点呼執行者の連続勤務記録の不備 ●アルコール検知器の週1回点検の実施遅延、および点検実施記録の不備 ●点呼簿データ（電子保存）の保存漏れ（焼津営業所：1日分） ●点呼簿電子保存時、必要記載事項箇所へ付箋添付によりデータによる確認が不能 [乗務員台帳] ●免許証有効期限更新後の訂正漏れ ●健康診断実施日・要精密者結果の一部記入漏れ、および入力誤り ●台帳添付写真の更新漏れ（撮影後6ヶ月以上経過） ●事故指導日の入力誤り、指導記録の漏れ、および誤入力 [その他] ●保管資料・報告書等の作成内容における不備 ⇒以上に対し指摘事項の訂正を命じ、後日、適正に修正されていることを確認済。 ※電子保存された点呼簿については訂正前後が確認できる状態で保存

出発点呼監査

実施日	【立会点呼監査】 焼津営業所：2025年 6月12日、16日、17日・7月1日、3日 8月6日、7日・11月7日、13日、26日 掛川営業所：2025年 7月10日・11月1日、13日 【点呼執行撮影動画を用いた監査】※90日間の保存義務 焼津営業所：2025年 7月8日、11日、12日、13日・10月16日 12月3日、15日、24日 掛川営業所：2025年 7月6日、12日、14日・11月9日、14日
被監査部門	各営業所 点呼者（運行管理者選任者、補助者）・被点呼者（乗務員）
監査員	社長・安全統括管理者・安全対策室（副室長、係長）
監査項目	各種点呼（仕業点呼・出発点呼）の執行状況の確認 ＜基本事項＞ - 点呼簿への捺印と時刻記載 - 免許証の期限と携帯の確認 - 点呼前のうがいと数値の目視 - 指示書や携帯など携行品確認 ＜体調・身だしなみ＞ - 制服・制帽・名札等の着用確認 - 日常点検表の提出と確認捺印 - マスクを外した顔色・表情で体調確認 - 服薬状況やCPAP使用の確認 - 眠気有無の確認、就寝・起床時間の申告 ＜指示伝達・安全唱和＞ - 指示書による団体名・時間の呼称 - 歓迎ステッカー名の確認 - 事故防止目標の唱和と指差確認呼称 - 注意事項、道路や気象状況の伝達 - ガイド同列での点呼実施状況
指摘項目 及び 措置内容	【点呼者】 ●指示事項等の伝達時における、声量不足（大きな声での指示徹底を指導） ●アルコール異常検知防止のための、検知前うがい実施・申告の促し不足 ●日々の健康管理確認票における、一部更新漏れ ●冬季における、上着または会社貸与ジャンパーの着用失念 ●対面点呼時、書類に気を取られ乗務員の顔色・仕草・話し方の確認が不十分 ⇒運行管理者向けの社内研修会を実施し、運行管理者選任者および補助者とともに、点呼執行監査の指摘状況を確認のうえ、改善すべき事項の共有を完了した。 【被点呼者】 ●安全運動期間中のリボン着用忘れ、および着用位置の不備 ●アルコール検知前における、うがいの未実施および実施申告漏れ ●点呼時における声量不足（録画動画での音声確認が困難な事例あり） ●基本動作である指差確認呼称の実施所作の不徹底 ⇒該当者への直接指導に加え、スタンダードマニュアルを活用した再教育の場を設け、点呼実務（実施事項・身だしなみ等）の再徹底を講じた。

安全対策室・経営トップ等による街頭出先監査

実施日	① 2025年 4月16日、25日・5月20日、21日、27日 ② 2025年 6月3日、17日、18日、21日、22日 ③ 2025年 7月2日、4日、5日、10日、16日、18日【営業部員実施】 ④ 2025年 7月28日【経営トップ実施】 ⑤ 2025年10月6日、15日、29日、30日、31日 11月20日、25日
被監査部門	運転士・ツアーガイド （各種現地：配車場所・公道交差点・観光地駐車場・清水港・サービスエリア等）
監査員	安全対策室（副室長、係長）・経営トップ（社長）・営業所長・営業部員
監査項目	<共通監査項目> ・身だしなみ（制服、制帽、名札、リボン、靴、靴下、車内名札） ・ミーティング態度、私語／駐車場の歯止め、踏み台 ・出発前の車両周回確認、トランクの施錠確認／出発時の挨拶 ・シートベルトの着用案内、目視確認／お出迎え、お見送りの様子 等 <経営トップ重点監査項目> ・当社「重大事故撲滅5項目」に基づく「交差点の操作」等の執行状況確認
指導項目 及び 措置内容	[共通監査項目における指導事項] ● 出発前の車両周回確認ができていない者がいる ● シートベルトの着用案内が口頭ではできているが目視にて確認ができていない者がいる ⇒ 該当者への直接指導を行うとともに、監査結果を社内で共有。その後の定期監査において是正状況の再確認を行った。 [経営トップ重点監査項目における指導事項] ● 交差点での一旦停止不履行が多発（重大事故に直結する危機として早期対策が必須） ⇒ 直接指導に加え、本監査以降の街頭監査を「一旦停止の徹底検証」に特化して継続。さらに、事故防止委員会や班長会議、全社員講習会等で事例を共有し、現場統制の強化と安全意識のボトムアップを図った。



乗務員班長による出先クロスチェック監査

本監査は、本社主導の街頭監査を補完し、安全マネジメントを現場レベルで自律的に機能させることを目的に導入いたしました。現場のリーダーである乗務員班長自らが「見られる側から見る側（監査員）」に立つことで、日頃の運転において「慣れ」や「やったつもり」がないか当事者としての『気づき』を得て、現場主導で組織全体の安全意識を底上げしていく取り組みです。

実施日	2025年 7月 2日、6日、19日、25日 8月 7日、16日、22日、25日、31日（全11回）
被監査部門	運転士・ツアーガイド （各種現地：配車場所・観光地駐車場・清水港 等）
監査員	運転士班長・ツアーガイド班長
監査項目	・身だしなみ（制服、制帽、名札、リボン、靴、靴下、車内名札） ・ミーティング態度、私語／駐車場の歯止め、踏み台 ・出発前の車両周回確認、トランクの施錠確認／出発時の挨拶 ・シートベルトの着用案内、目視確認／お出迎え、お見送りの様子 等
指導項目 課題 及び 措置内容	● 出発前の車両周回確認ができていない者がいる ● インバウンド運行時のシートベルト着用案内が通訳任せとなっており、目視確認が不足している ● お出迎え時の挨拶や接客に個人差が見られる（すべてのお客様への丁寧な声掛けの意識徹底に課題） ● 監査員の存在を意識した「見せるための安全行動」なりがちな現状を改め、駐車場で歯止めや踏み台の設置、タイヤ点検を常時確実にを行うプロ意識の向上が課題 ⇒ 班長自身が「見る側」に立つことで日頃の運転を振り返る有意義な機会となった。 指導事項は該当者へ後日指導し、各会議等で共有。今後は、その場での即時直接指導の導入や、他職種を交えた体制強化を次期計画に組み込み、現場主導での自律的な安全意識の底上げを図っていく。



9. 輸送の安全に関する投資等の実績額

2025年度の輸送の安全に関する投資等（予算等）の主な実績額は次のとおりであります。

単位：円（税抜）

1	新車購入2台（中型車両2台）	57,800,000
2	定期健康診断	540,600
3	特定業務健診（深夜業）	532,650
4	睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査・精密検査費用	177,273
5	脳MRI/MRA検査	220,000
6	眼底検査	40,000
7	心疾患・大血管疾患スクリーニング検査	306,000
8	カウンセリング付き一般診断	69,818
9	全社員講習会・外部研修・試験費用	486,308
10	全従業員 運転記録証明書 交付申請代	51,765
11	ヒヤリハット表彰	5,454
12	雪上訓練（日帰り・長野県 白馬）	25,640
13	IP無線 一式	499,000
14	安全評価認定制度 申請費用	188,000
15	事故防止目標ポスター作製費・安全報告書掲載費	38,000
	総計	60,980,508

10. 各種表彰関係

- 令和7年度 日本バス協会会長表彰 2名受賞
- 令和7年度 静岡県バス協会会長表彰 2名受賞
- 令和7年度 静岡県高速道路交通安全協議会 隊長・会長連名表彰 3名受賞
- 令和7年度 静岡県高速道路交通安全協議会 会長表彰 2名受賞
- 令和7年度 静岡県高速道路交通安全協議会 支部長表彰 2名受賞
- 令和7年度 観光バスガイド褒賞 1名受賞
- 令和7年度 優秀安全運転事業所表彰 金賞受賞



1 1. 貸切バス事業者安全制評価制度「四ツ星」認定

「2025年度貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、新制度移行後初となる最高ランクの「四ツ星」認定を受けました。本制度は国土交通省指導のもと、バス事業者の安全確保への姿勢を総合的に評価・認定するものであり、現在の四ツ星は全国でも最高評価のランクとなります。



このマークは、お客様が安心してバス会社を選択できるよう、安全への取り組みが優良な事業者であることを示すシンボルマークです。今回の認定は、当社が継続してきた「運輸安全マネジメントの推進」「運行管理体制の強化」「乗務員教育の徹底」が客観的に評価されたものです。

当社は今回の取得を通過点と捉え、今後も現状に満足することなく、より一層の安全性向上とサービス品質の維持に努め、日々の安全運行を丁寧に積み重ねてまいります。

1 2. 安全管理規程・安全統括管理者

1. 安全管理規程

安全管理規程

静鉄ジョイステップバス株式会社

平成 25 年 10 月 1 日 制定

平成 25 年 10 月 1 日 実施

平成 29 年 5 月 12 日 改定

平成 31 年 4 月 23 日 改定

令和元年 12 月 16 日 改定

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第五章 事業の管理の受委託に関する取扱い

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項及び旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 1 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾ける

など現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 3 輸送の安全に関する基本的な方針を、安全輸送方針として定め社員、外部に対して公表するものとする。

【安全輸送方針】

静鉄ジョイステップバス株式会社は、静鉄グループの「安心、安全、快適のあくなき追及」という経営理念のもと、旅客及び車両の安全確認を怠ることなく、絶えず事故防止活動を継続することを誓います。

私たちの運転行動は「認知、判断、操作」であり、そのミスによって重大な事故を引き起こす可能性を秘めています。

常に正しい認知をするために社員は健康管理を確実にを行います。

常に適切な判断をするために社員は、交通ルールや社内規則を守ります。

常に正確な操作をするために社員は、車両を確実に点検し、訓練によって運転技術を磨きます。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び訓練・研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 道路運送法第35条に規定する管理の受委託の実施にあつては、受託者及び委託者は相互に協力・連携し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めること。

（輸送の安全に関する目標）

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

- 一 会社全体の年間目標
- 二 会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長はじめ取締役は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者
- 2 営業部長「貸切バス事業の営業及び管理担当」、総務部長「広報、財務、人事、労務管理、運行における管理、教育及び車両担当」(以下「担当部長」という)は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、担当部長の命を受け、輸送の安全確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合における指揮命令等については他の取締役が代行する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 第三条の輸送の安全に関する方針、第四条の輸送の安全に関する重点施策、第五条の輸送の安全に関する目標及び第六条の輸送の安全に関する計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役等に報告すること。
- 六 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 第三条の輸送の、安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、第六条の輸送の安全に関する計画に従い、第四条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長はじめ取締役と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙「緊急体制連絡網」により行なう。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎事業年度の経過後 100 日以内に外部に対して公表すると共に国土交通大臣に対して報告するものとする。

- ①輸送の安全に関する基本的な方針
- ②輸送の安全に関する目標及び当該、目標の達成状況
- ③自動車報告規則第二条に規定する事故に関する統計
（総件数および類似別の事故件数）
- ④輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

- ⑤輸送の安全に関する重点施策
- ⑥輸送の安全に関する計画
- ⑦輸送の安全に関する予算等の実績額
- ⑧事故、災害等に関する報告連絡体制
- ⑨安全統括管理者、安全管理規定
- ⑩輸送の安全に関する教育および研修の計画
- ⑪輸送の安全に関する内部監査結果および、それを踏まえた措置内容
- ⑫事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に関わる情報
- ⑬事業用自動車に関わる情報

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役役に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は5年間とする。

第五章 事業の管理の受委託に関する取扱い

（適用する運行管理規定）

第十九条 事業の管理の受委託に係る運行管理に関しては、受託者の定める運行管理規定による。

（運行管理者に対する届出）

第二十条 管理の受委託に係る統括運行管理者及び運行管理者の選任・変更・解任が生じた場合は、受託者から委託者へ速やかに報告するものとし、委託者が届け出るものとする。

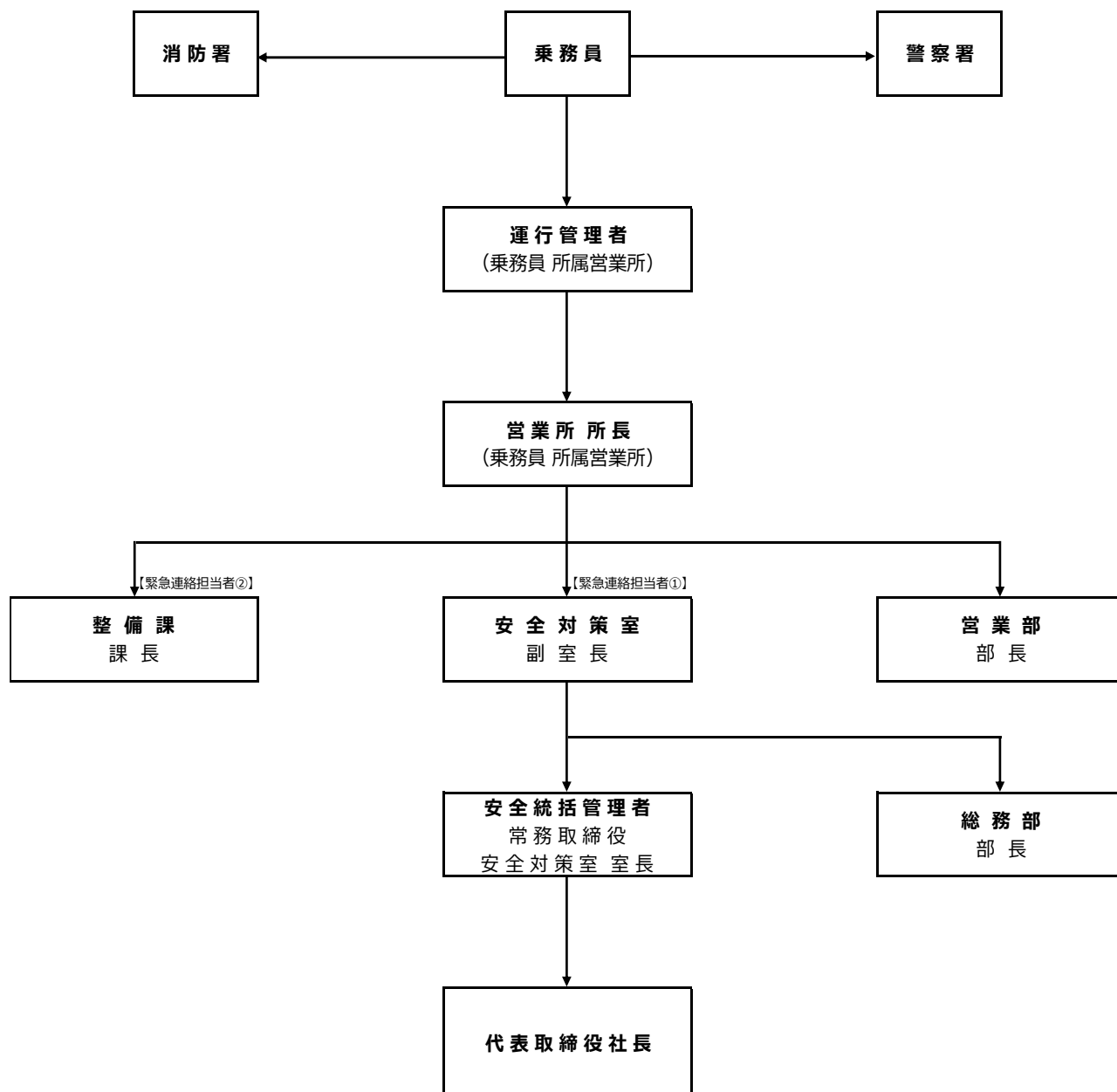
（事故に対する報告等）

第二十一条 事業の管理の受委託に係る路線において、自動車事故報告規則に基づく事故が発生した場合には、受託者から委託者へ速やかに連絡、報告を行い、委託者は受託者より速やかに報告を受け、所轄運輸支局へ報告等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 安全統括管理者

道路運送法第22条の2 第4項の規定により2013年10月1日に**常務取締役の池田博久**（2019年4月1日より安全対策室長を委嘱）を安全統括管理者として選任しております。安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則47条の5に規定する要件を満たしております。

1 3. 事故、災害等に関する報告連絡体制



一般貸切自動車運送業者安全情報

報 告 年 度	2025年度（令和7年度）
事 業 者 名	静鉄ジョイステップバス株式会社
代 表 者	代表取締役社長 田中 尚弘
安 全 統 括 管 理 者	常務取締役（安全対策室長委嘱） 池田 博久
許 可 年 度	1991年度（平成3年度）
許 可 条 件	一般貸切旅客自動車運送事業
主たる事業所住所	静岡県焼津市塩津294-5
報 告 担 当 者	安全対策室 係長 大石 美穂
担 当 者 連 絡 先	054-639-5066
営 業 所 一 覧	【焼津営業所】 静岡県焼津市塩津294-5 【掛川営業所】 静岡県掛川市葛川452-1
車 庫 数	2棟（上記2営業所）
休 憩 、 仮 眠 施 設	同上
届 出 運 賃	公示運賃
バ ス 協 会 加 盟	一般社団法人静岡県バス協会
安 全 管 理 規 程	設定有り 国土交通省への届出有り
運輸安全マネジメント	内部監査有り
セ ミ ナ ー 受 講	有り
教育、研修回数 及び 特 別 な 指 導	【焼津営業所】 運転者 教育 18回 研修 6回 運行管理者 教育 9回 研修 6回 整備管理者 教育 6回 研修 3回 【掛川営業所】 運転者 教育 16回 研修 6回 運行管理者 教育 10回 研修 6回 整備管理者 教育 6回 研修 3回 【安全対策室】 初任者運転者に対する特別な指導 0名（該当者なし） 準初任運転者に対する特別な指導 1名 ※「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に沿って実施

正 規 運 転 者 数	【焼津】 26名【掛川】 3名
正規雇用外運転者数	【焼津】 3名【掛川】 5名
運転者平均勤続年数	【焼津】 17年【掛川】 10年
平 均 給 与 水 準	【焼津】 正規：A ・ 正規外：D ※賞与含む 【掛川】 正規：A ・ 正規外：B ※賞与含む
運行管理者選任数	【焼津】 4名（補助者 6名） 兼任者4名（補助者 6名） 【掛川】 4名（補助者 3名） 兼任者4名（補助者 3名）
整備管理者選任数	【焼津】 1名（補助者 9名） 【掛川】 1名（補助者 5名）
保 有 台 数	総合計：54台 【焼津】 大型30台 中型7台 小型4台 計41台 【掛川】 大型12台 中型1台 計13台
最 新 車 齢	大型 2025年式 中型 2026年式 小型 2022年式
最 古 車 齢	大型 2003年式 中型 2009年式 小型 2013年式
ドライブレコーダー装着車両台数	大型42台 中型8台 小型4台 *全車装着
デジタルタコグラフ搭載車両数	大型42台 中型8台 小型4台 *全車搭載
A S V 搭載車両数	大型23台 中型4台 小型3台
主たる運行形態	観光輸送（昼間） *全車共通
保険の加入情報	対人：無制限 ・ 対物：無制限 *全車共通

今後も「運輸の安全・安心」に、
役員・従業員が
一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、
ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡くださいませ。

【ご連絡先】
総務部総務課 （０５４）６３９－５０１１

【関係資料】

2025年度 初任・準初任運転者 実技指導詳細一覧

実技教習実施表 20時間以上
教習生 ■■■■ ◇◇歳
教官 安全対策室 ■■■■
教習場所 本社会議室・商談室
社員番号 ◇◇◇◇◇◇
教習内容

教習期間 2026年2月23日 ～ 3月11日

安全対策室 NO.1

教習車両 静岡200か477・静岡200か821

運転者に対して行う 一般的な指導及び監督

I（バスを運転する場合の心構え）II（バス運行の安全及び旅客の安全確保を遵守）III（バスの構造上の特性）IV（乗車中の乗客の安全確保）V（乗客の乗降する時の安全確保）

VI（運行経路と交通状況の把握）VII（危険の予測及び回避・緊急時の対応）VIII（運転適性に応じた安全運転）IX（交通事故に関わる生理的、心理的要因対処法）

X（健康管理の重要性）XI（安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法）XII（ドラレコの活用で乗務員の安全運転を指導）XIII（ドラレコ映像でヒヤリハット体験の共有）

教習日	時間	概 要	実施項目	指導13項目	走行キロ	ハンドル時間	車種 車両番号
2025年2月24日（火）	始業(点検・点呼) 7:40～8:00	日常点検・出発点呼 車庫～焼津IC～沼津IC～三島塚原IC～箱根工コパーキング～箱根十国峠森の駅～ 7:40 ～ 8:00 8:00 ～ 9:45 9:55 ～ 10:10 10:20 ～	点呼・日常、終業点検、クラッチ、ブレーキ、アクセル操作・指差確認呼称 右左折時一時停止・シフトチェンジ・滑らかな発進停止・ミラー死角	I、II、III IV、V、VII IX、X、XII	デジタコ	デジタコ	大型 静岡200 477
	10:40～16:40	熱海峠～笹尻～熱函道路～函南～R136～長岡～三津～大仁伊豆のへそ（交替）道の駅富士～R1BP～清水～ ～ 11:49 13:52 ～	ハンドル操作・内輪差外輪差の操作・側方確認・オーバーハング・交差点操作 バスの特性に合わせた運転・車線変更・道幅に合わせた運転・車両周囲確認		196キロ	4:22	
	終業(点検・点呼) 15:08～15:30	R1BP～丸子～内谷IC～車庫 終業点検・帰着点呼 ～ 15:08 15:08 ～ 15:30	ETCゲート・車間距離・車線変更・定足走行・インターSA流入流出 上下坂に合わせたシフトチェンジ・下り排気ブレーキ使用方法		日報	日報	
2025年2月25日（水）	始業(点検・点呼) 7:40～8:00	日常点検・出発点呼 車庫～R150～相良～地頭方～金谷相良道路～静岡空港～金谷相良道路～R1BP～ 7:40 ～ 8:00 8:00 ～ 9:38 9:58 ～ 11:53	点呼・日常、終業点検 クラッチ、ブレーキ、アクセル操作・指差確認呼称・排気操作	I、II、III IV、V、VII IX、X、XII	デジタコ	デジタコ	大型 静岡200 477
	8:00～15:25	玉超小山IC～袋井IC前～袋井春野線～アスティ森～掛川天竜線～大池～掛川(営)～菊川～牧之原～金谷相良道路～ 13:21 ～ 15:25	右左折時一時停止・シフトチェンジ・滑らかな発進停止・踏切操作 ミラー死角・ハンドル操作・内輪差外輪差の操作・車線変更		210キロ	5:33	
	15:25～15:50	RIBP～島田～焼津～唐瀬IC～県総合病院～唐瀬IC～R1BP～内谷IC～車庫 終業点検・帰着点呼 15:25 ～ 15:50	側方確認・オーバーハング・バスの特性に合わせた運転 交差点操作・車線変更・道幅に合わせた運転・車両周囲確認		日報	日報	
2025年2月26日（木）	始業(点検・点呼) 7:40～8:00	日常点検・出発点呼 車庫～焼津IC～沼津IC～大場函南IC～R136～長岡～修善寺～道の駅月ヶ瀬（交替） 7:40 ～ 8:00 8:00 ～ 10:05	点呼・日常、終業点検、クラッチ、ブレーキ、アクセル操作・指差確認呼称 右左折時一時停止・シフトチェンジ・滑らかな発進停止・ミラー死角	I、II、III IV、V、VII IX、X、XII	デジタコ	デジタコ	大型 静岡200 821
	8:00～15:58	道の駅花の三聖苑（松崎）～R136～土肥～月ヶ瀬～修善寺～長岡～R136～大場函南～長泉沼津IC～ 12:18 ～ 14:37 14:56～	ハンドル操作・内輪差外輪差の操作・側方確認・オーバーハング・交差点操作 バスの特性に合わせた運転・車線変更・道幅に合わせた運転・車両周囲確認		281キロ	5:22	
	終業(点検・点呼) 15:58～16:20	清水JCT～焼津IC～車庫 終業点検・帰着点呼 ～ 15:58 15:58～16:20	ETCゲート・車間距離・車線変更・定足走行・インターSA流入流出 上下坂に合わせたシフトチェンジ・下り排気ブレーキ使用方法		日報	日報	
2025年3月3日（火）	始業(点検・点呼) 7:40～8:00	日常点検・出発点呼 車庫～R150～久能～駒越～袖師～R1BP～県道396～蒲原～県道10～県道76～ 7:40 ～ 8:00 8:00 ～10:42	点呼・日常、終業点検、クラッチ、ブレーキ、アクセル操作・指差確認呼称 右左折時一時停止・シフトチェンジ・滑らかな発進停止・ミラー死角	I、II、III IV、V、VII IX、X、XII	デジタコ	デジタコ	大型 静岡200 477
	8:00～15:10	富士宮～県道414～白糸～R139～道の駅朝霧高原（交替）道の駅富士川～県道42～獣沢～R52～身延～ 12:30 ～ 15:10	ハンドル操作・内輪差外輪差の操作・側方確認・オーバーハング・交差点操作 バスの特性に合わせた運転・車線変更・道幅に合わせた運転・車両周囲確認		193キロ	5:09	
	終業(点検・点呼) 15:10～15:40	富士～興津～R1BP～内谷IC～車庫 終業点検・帰着点呼 15:10 ～ 15:40	ETCゲート・車間距離・車線変更・定足走行・インターSA流入流出 上下坂に合わせたシフトチェンジ・下り排気ブレーキ使用方法		日報	日報	
2025年3月5日（木）	始業(点検・点呼) 7:35～7:55	日常点検・出発点呼 車庫～藤枝～藤枝岡部IC～新清水JCT～清水いはらIC～R1BP～道の駅富士（交替） 7:40 ～ 7:55 7:55 ～ 9:32	点呼・日常、終業点検、クラッチ、ブレーキ、アクセル操作・指差確認呼称 右左折時一時停止・シフトチェンジ・滑らかな発進停止・ミラー死角	I、II、III IV、V、VII IX、X、XII	デジタコ	デジタコ	大型 静岡200 477
	7:55～15:13	R1道の駅箱根峠～R1～三島塚原IC～沼津IC～清水IC～大曲～駒越～日本平～池田～中野新田～中島～ 12:19 ～ 15:13	ハンドル操作・内輪差外輪差の操作・側方確認・オーバーハング・交差点操作 バスの特性に合わせた運転・車線変更・道幅に合わせた運転・車両周囲確認		177キロ	3:53	
	終業(点検・点呼) 15:13～15:30	R150～車庫 終業点検・帰着点呼 15:13 ～ 15:30	ETCゲート・車間距離・車線変更・定足走行・インターSA流入流出 上下坂に合わせたシフトチェンジ・下り排気ブレーキ使用方法		日報	日報	
山間地教習	山 間 地 走 行 区 間			NO.1 実技総時間	デジタコ	デジタコ	
	2/24【R1箱根峠上り・十国峠・熱海峠】 2/26【船原峠】 3/3【R52身延～興津】 3/5【R1箱根峠下り】	1057キロ			24:19		
高速教習	高 速 道 路 走 行 区 間				日報	日報	
	2/24【東名】焼津IC⇒沼津IC 2/26【東名・新東名】焼津IC⇒沼津IC 長泉沼津IC⇒清水JCT⇒焼津IC 3/5【新東名】藤枝岡部IC⇒清水いはらIC 【東名】沼津IC⇒清水IC	1073キロ			25:16		

座学教習実施表 10時間以上

教習生 ■■■■ ◇◇歳

教官 安全対策室 ■■■■

教習場所 本社会議室・商談室

社員番号 ◇◇◇◇◇◇

教習内容

教習期間 2026年2月23日 ～ 3月11日

運転者に対して行う 一般的な指導及び監督

I（バスを運転する場合の心構え）II（バス運行の安全及び旅客の安全確保を遵守）III（バスの構造上の特性）IV（乗車中の乗客の安全確保）V（乗客の乗降する時の安全確保）

VI（運行経路と交通状況の把握）VII（危険の予測及び回避・緊急時の対応）VIII（運転適性に応じた安全運転）IX（交通事故に関わる生理的、心理的要因対処法）

X（健康管理の重要性）XI（安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法）XII（ドラレコの活用で乗務員の安全運転を指導）XIII（ドラレコ映像でヒヤリハット体験の共有）

安全対策室

NO.1

教習日	時間	座学項目	時間	実施内容	指導13項目	座学時間	実施場所
2026年2月23日（月）	9：00～10：30	①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項	1:30	社則集（総括編・人事編・総務編）・社則集（運行編・整備管理編・健康管理規程） 静鉄グループ社是・企業理念・安全輸送方針・防災基本方針・年間事故防止施策・出発帰りの挨拶 後退操作五項目・年間事故防止施策・出発帰着点呼・指差確認呼称・後退操作五項目・安全重点施策 コンプライアンス・安全重点施策・右左折時一時停止・出発帰着点呼・スタンダードマニュアル	I、II、IV、IV、V X、IX	1:30	本社 会議室
	10：45～12：00	①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項	1:15	運輸安全マネジメント・アルコールスクリーニング検査と基礎知識・昇仙峡転落事故 明るい接遇の基本・接客接遇・運転姿勢とハンドル操作・健康管理について・大型車の死角 点呼簿、指示書・シートベルトに関する社内規程、改善基準告示	I、II、III、IV、V VI、VII、VIII、IX	1:15	本社 会議室
	12：45～14：10	②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法	1:25	ブースターケーブル・目の動きの経過・事故に伴う責任と初期事故対応 社則集（整備管理編）・運転と反応構造上の死角・エコドライブ・後退時の操作手順 交差点右左折時一時停止・日常、終業点検・スタンダードマニュアル・正しい運転姿勢 フェード、ペーパーロック現象・ブースターケーブル・ あざみライン事故を受け山間部等での適切な運転操作	I、II、III、VII	1:25	本社 会議室
	14：10～14：30	①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項	0:20	健康診断結果による健康管理指導	IX、X	0:20	本社
	14：40～16：00	③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 ④危険の予測及び回避	1:20	社内・社外 ヒヤリハット・事故画像を用いた指導	III、IV、VI、VII ドラレコ②	1:20	会議室 本社
	16：00～16：50	④危険の予測及び回避	0:50	紙上危険予知トレーニング・紙上危険予知解説・指導	VII	0:50	会議室 本社
2026年3月11日（水）	9：00～9：20	①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項	0:20	適齢適性検査結果の指導	VIII	0:20	営業所 休憩室
	9：20～10：10	⑥ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正	0:50	実技訓練中のドラレコ映像を利用して、運転のクセや行動特性の指導 2/24 東駿河湾環状道路 2/25 国道1号日坂BP 2/26 東駿河湾環状道路 3件	ドラレコ①②	0:50	営業所 休憩室
	10：30～11：40	④危険の予測及び回避	1:10	大型車の死角・夜間、雨天時に潜む危険・目線の動き （DVD視聴）	III、IV、VII	1:10	本社 商談室
	13：00～15：10	③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項	2:10	昇仙峡転落事故（DVD）・山間部事故事例・山間部走行操作・フェード現象・ペーパーロック 緊急時における対応・事故発生統計・重大事故五項目（事故事例と対策）	I、II、III、IV、VI	2:10	本社 商談室
	15：30～16：10	⑤安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法	1:10	ASV、PCS・DPFクリーニング・尿素SCRシステム・運転支援装置 （DVD視聴）	XI	1:10	本社 商談室
					NO.1 座学総時間	12:20	